

令和 3 年度 障害福祉関連事業について

I 障害福祉課の事業

①障害福祉計画（第 6 期）の実施

総合保健福祉計画（第 2 次）および障害者施策に関する第 4 次長期計画の方向性に合わせて、本市の実情を勘案し、令和 5 年度末を目標年度とする数値目標を設定するものです。

新たな計画においては、精神障害者の、精神科病院入退院に関する指標や、福祉施設から一般就労への移行に関する指標を加えています。

②日常生活用具の種目及び支給内容の充実

視覚障害者への色彩識別装置や、情報・通信支援装置のタブレット対応など品目を拡充するほか、自家発電機又は外部バッテリーの給付について、人工呼吸器使用者に加え、電気式たん吸引器・ネブライザー使用者、補助人工心臓装着者も対象とします。

③重度障害者福祉タクシー料金助成事業の充実

ひと月あたり 4 枚（年間最大 48 枚）交付しているタクシー利用券について、1 乗車当たりの利用可能枚数を 1 枚から 2 枚に拡充します。

④障害福祉サービス認定給付専門員の増員

認定給付専門員を 1 名増員し、サービスのプランチェック、非定型や新規ケースの整理等を通じて給付費の適正化に努めます。

⑤地域活動支援センターⅢ型事業の報酬改定

現在、市内 2 事業所で実施している地域活動支援センターⅢ型事業の報酬単価について、基本報酬と加算を拡充することにより、利用者の増やサービスの質の向上を目指します。

2 福祉総合相談課の事業

①「地区保健福祉センターの整備」

子どもから高齢者、障害者などすべての人が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を図るため、令和3年4月に1か所目となる東保健福祉センターを開設しました。

引き続き、障害者相談支援センター、地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター（CSW）等の関係機関が連携の上、それぞれの専門性を発揮する、全世代・全対象型の包括的な相談支援体制を構築し、新たな地区保健福祉センターの整備に取り組みます。

②「特定相談支援事業所開設等補助金の創設」

障害者の相談支援体制の強化や計画相談支援を希望する人にサービス提供できる体制の構築を目指すため、本市で新たに特定相談支援事業所を開設する事業者に対し、補助制度を創設します。

補助内容及び補助上限額は、開設に必要な経費として50万円、開設後の運営に必要な経費として12か月間で120万円、相談支援専門員の人件費として12か月間で340万円です。

③「地域生活支援拠点等について」

【障害福祉課】

本市では、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障害者等やその家族が安心して地域で暮らしていくために、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みとして、地域生活を支援するための機能を備えた複数の事業等が連携し、つながることで障害者等の地域での生活を支援する体制の整備を行いました。

今後は、令和3年度の試行期間を通して、拠点等の運用が効果的・効率的になされているか、自立支援協議会の機能を活用して効果検証を行います。

【福祉総合相談課】

拠点等の5つの機能である「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を充実させ、面的に支えていくために、令和3年度は試行期間として取り組みます。

令和4年度からの本格運用に向けて、各圏域からモデルケースをあげて、指定相談支援事業所や障害者相談支援センター、基幹相談支援センターが連携し相談支援を行う等、相談支援体制の充実及び関係機関との連携体制の構築をすすめます。

3 子育て支援課

①障害児福祉計画（第2期）の策定

前計画の視点を基本とした取組を継承します。

新たな指標として、ペアレントトレーニング等のプログラムの受講者数及びピアサポート活動への参加人数を加えています。

②医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の充実

関係機関同士の共通理解や連携を深めながら、医療的ケア児に対する支援に係る地域づくりを推進するため、子ども支援PTに位置付けている協議の場にコーディネーターを配置します。